

## 2

## 受検申請手続き

## 1 申請に必要な書類等 ※必要書類が全てそろっていないと受理できません。

- ①受 検 申 請 書
- ・申請にあたっては、同封の申請書を使い、受検者本人が記入してください。
  - ・「受検申請書の記入例（技能検定受検申請書に添付。）」を参考に記入してください。
- ②写 真
- ・正面上半身脱帽像で申請 6 ヶ月以内の証明写真（タテ 4 cm、ヨコ 3 cm）。
  - ・写真の裏面に級、作業名、氏名を必ず記入してください。
- ③受 検 手 数 料
- ・P 3 を参照し、所定の手数料を納入し、「振込金領収控（はりつけ用）」を申請書右下に貼付してください。
  - ・インターネットバンキングによる振込の場合、振込金額と振込者が分かるものを印刷して申請書右下に貼付してください。
  - ・当協会窓口で現金の受領は行いません。
- ④本人確認書類
- ⑤受検資格証明書類
- P 3 の表 1 を参照し、それぞれ必要な書類（コピーしたもの）を受検申請書裏面に貼付してください。
- P 7 の受検資格②～⑫に該当する方は、それぞれに該当する「職業訓練修了証書」または「卒業証書（学科名が記載してあるものに限る）」、「技能検定合格証書」等をコピーして添付してください。なお、受検資格①「実務経験のみ」欄の実務経験年数を満たしている場合、証明書の添付は不要です。
- ⑥免除資格証明書類
- P 8 の①～③にある実技試験・学科試験の免除を受けようとする方は、その資格を証明する書類をコピーした上で添付してください。
- ※受検申請書受理後に試験の免除資格があることが判明しても試験の免除は受けられません。必ず確認してください。

## 2 受検手数料及び本人確認書類



受検手数料については右記のURLから簡単に確認できます。

受検手数料及び本人確認書類は下表のとおりです。※年齢は本年4月1日現在

| 級                | 実 技 試 験<br>対 象 者                                   |                 |                      |                        |       |         | 学科試験<br>受検手数料 |
|------------------|----------------------------------------------------|-----------------|----------------------|------------------------|-------|---------|---------------|
|                  | 年 齢                                                | 雇用保険<br>被保険者ですか | 学校等の<br>在校生ですか<br>※2 | 県独自減免の<br>対象者ですか<br>※1 | 必要書類  | 受検手数料   |               |
| 特級<br>1級<br>単一等級 | —                                                  | —               | —                    | —                      | 表1 参照 | 18,200円 | + 3,100円      |
| 2級<br>五輪<br>※3   | —                                                  | —               | —                    | はい                     | 表2 参照 | 9,200円  |               |
|                  | —                                                  | —               | —                    | いいえ                    | 表1 参照 | 18,200円 |               |
| 3級<br>※4         | 23歳未満<br>(平成14年4月2日<br>以降に生まれた方)                   | はい              | はい                   | はい                     | 表2 参照 | 3,100円  |               |
|                  |                                                    |                 | いいえ                  | いいえ                    | 表1 参照 | 7,600円  |               |
|                  |                                                    | いいえ             | はい                   | はい                     | 表2 参照 | 3,100円  |               |
|                  |                                                    |                 | いいえ                  | いいえ                    | 表3 参照 | 7,600円  |               |
|                  | 23歳以上35歳未満<br>(平成2年4月2日～<br>平成14年4月1日の<br>間に生まれた方) | —               | はい                   | はい                     | 表2 参照 | 3,100円  |               |
|                  |                                                    |                 | いいえ                  | いいえ                    | 表3 参照 | 12,100円 |               |
|                  |                                                    | いいえ             | はい                   | はい                     | 表2 参照 | 9,200円  |               |
|                  |                                                    |                 | いいえ                  | いいえ                    | 表1 参照 | 18,200円 |               |
|                  | 35歳以上<br>(平成2年4月1日<br>以前に生まれた方)                    | —               | はい                   | —                      | 表3 参照 | 12,100円 |               |
|                  |                                                    |                 | いいえ                  | —                      | 表1 参照 | 18,200円 |               |

※1 宮崎県独自の減免については下表2を参照ください。

※2 「学校等の在校生」とは以下①、②のいずれかに該当する方です。

①学校教育法に規程する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、又は各種学校に在学する者若しくは職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校に在学する者

②職業能力開発促進法による公共・認定職業能力開発施設の訓練生。ただし短期課程の訓練を受けている者を除く。また認定職業訓練施設の訓練生は就職している者を除く。

※3 2級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方の実技試験手数料は18,200円です。

※4 3級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方である場合、学校等の在校生の実技試験手数料は12,100円。その他の方は18,200円です。

表1

| No. | 本人確認書類                          | 備 考                  |
|-----|---------------------------------|----------------------|
| 1   | 運転免許証(裏書きがあれば裏面もコピーしてください。)     | 氏名及び生年月日が<br>確認できるもの |
| 2   | 健康保険被保険者証                       |                      |
| 3   | マイナンバーカード(個人番号が記載されている箇所は黒塗り必須) |                      |
| 4   | 生徒手帳、学生証                        |                      |
| 5   | No.1～3の他、日本の官公庁が発行した身分証明書       |                      |
| 6   | 特別永住者証明書、在留カード                  |                      |
| 7   | 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)        |                      |

※いずれか1つの書類を添付してください。

表2

| No. | 県独自減免内容            | 本人確認書類                                                                         | 備 考                                       |
|-----|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1   | 35歳未満で宮崎県内に在住      | 運転免許証、住民票、マイナンバーカード(個人番号が記載されている箇所は黒塗り必須)等                                     | 氏名、生年月日及び県内に在住していることが確認できるもの              |
| 2   | 35歳未満で宮崎県内に就労      | 1. 就労証明書<br>2. 運転免許証、住民票、マイナンバーカード(個人番号が記載されている箇所は黒塗り必須)等<br>上記1,2の2点を添付してください | ・ 申請書裏面「就労証明書」に署名・捺印<br>・ 氏名、生年月日が確認できるもの |
| 3   | 35歳未満で宮崎県内の学校等に在学※ | 生徒手帳、学生証、在学証明書等                                                                | 氏名、生年月日及び県内の学校等に在学していることが確認できるもの          |

※県独自減免の対象項目が複数ある場合はいずれか1つの書類を添付してください。

表3

| No. | 内 容     | 本人確認書類          | 備 考                           |
|-----|---------|-----------------|-------------------------------|
| 1   | 学校等に在学※ | 生徒手帳、学生証、在学証明書等 | 氏名、生年月日及び学校等に在学していることが確認できるもの |

※ 「学校等の在校生」とは以下①、②のいずれかに該当する方です。

①学校教育法に規程する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、又は各種学校に在学する者若しくは職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校に在学する者

②職業能力開発促進法による公共・認定職業能力開発施設の訓練生。ただし短期課程の訓練を受けている者を除く。また認定職業訓練施設の訓練生は就職している者を除く。

## ◆D申請（実技、学科両方免除の場合）

受検手数料は**無料**です。

ただし、技能検定受検申請書および免除資格証明のコピーはお送りください。

## ◆実技試験受検者受検手数料判定フロー ※年齢は本年4月1日現在

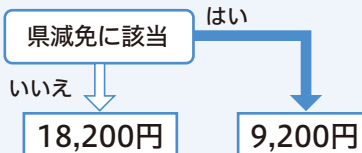
### 1級、単一等級、特級

18,200円

受検手数料については右記のURLから簡単に確認できます。



### 2級、五輪

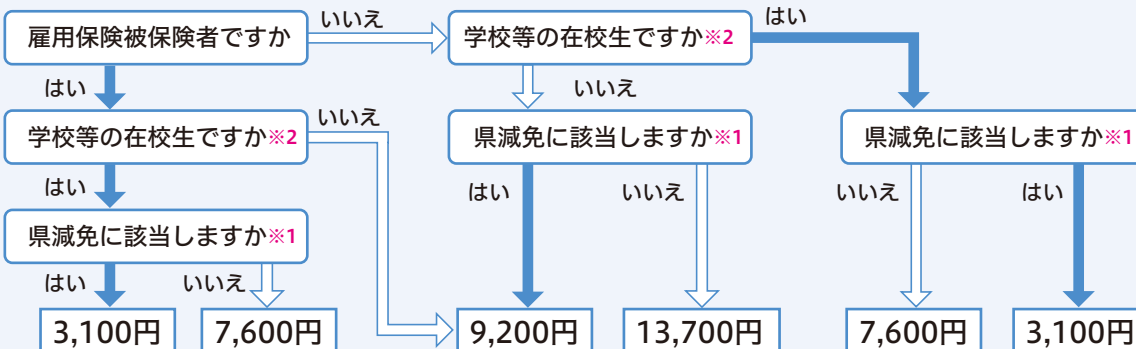


#### 県減免 ※1

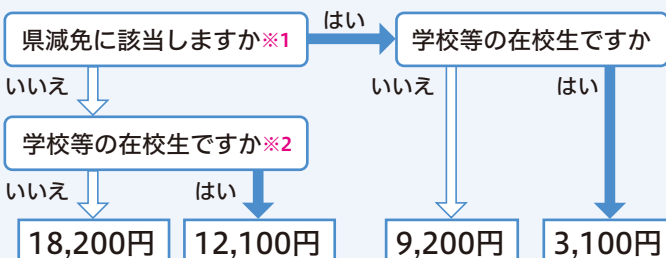
以下の①～③のいずれかに該当していますか

- ① 35歳未満で宮崎県内に在住
- ② 35歳未満で宮崎県内に就労
- ③ 35歳未満で宮崎県内の学校等に在学

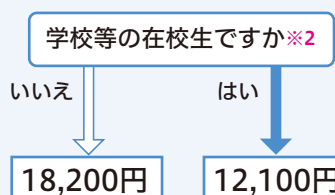
### 3級（23歳未満）



### 3級（23歳以上、35歳未満）



### 3級（35歳以上）



※1 宮崎県独自の減免については表2を参照ください。

※2 「学校等の在校生」とは以下①、②のいずれかに該当する方です。

①学校教育法に規程する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、又は各種学校に在学する者若しくは職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校に在学する者

②職業能力開発促進法による公共・認定職業能力開発施設の訓練生。ただし短期課程の訓練を受けている者を除く。また認定職業訓練施設の訓練生は就職している者を除く。

※3 2級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方の実技試験手数料は**18,200円**です。

※4 3級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方である場合、学校等の在校生の実技試験手数料は**12,100円**。その他の方は**18,200円**です。

## 受検手数料納付に関する注意事項

- ① 受検手数料は、「銀行振込」としてください。**※当協会窓口で現金の受領は行いません。**
- ② 振込をする場合は、当協会所定の振込用紙を使用してください。
- ③ 所定の用紙で振り込みますと、銀行から「振込金受取書」と「振込金領収書控（はりつけ用）」が交付されますので、「振込金領収書控（はりつけ用）」を受検申請書の右下の欄に貼付してください。
- ④ 同じ会社や学校などで複数人受検する場合は、受検手数料の合計額を一枚の振込用紙でまとめて振込んでも構いません。その場合、申請書の右下（振込金領収書控を貼る欄）に事業所名や学校名を押印または記入してください。
- ⑤ ATMによる振込は利用明細控を貼付してください。
- ⑥ 受検手数料は非課税です。
- ⑦ インターネットバンキングによる振込の場合、振込金額と振込者が分かるものを印刷して申請書右下に貼付してください。

#### 振込先

|         |              |
|---------|--------------|
| 銀行名     | 宮崎銀行 木花支店    |
| 種別・口座番号 | 普通預金 1034385 |
| 名義      | 宮崎県職業能力開発協会  |

## 3 申請書の提出先 ※郵送のみ受付します。

宮崎県職業能力開発協会 技能検定課 〒889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目4-3